

## 役員及び評議員の報酬等に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人きんし有明福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第一三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

### (公表)

第4条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。